

戦争における人権侵害の回復を求める宣言（案）

先の戦争において、日本はアジア・太平洋地域に深刻な被害をもたらした。このなかには、住民虐殺・生体実験・性的虐待・強制連行・強制労働・財産の収奪・文化の抹殺等、重大な人権侵害にあたるものが数多く存在する。

戦後日本は、関係諸国との間で、賠償条約等により一定の解決をはかってきたが、直接被害を受けた住民に対する補償は、ほとんど行われていない。

戦後半世紀に及ぼうとしている今日、こうした戦後処理のあり方を抜本的に見直すことは、人間の尊厳の確保と正義の要請するところである。

国は、速やかに被害実態の把握と責任の所在の明確化など真相の究明を徹底して行い、これらの被害者に対する適切・可能な被害回復措置のあり方について早急な検討をはじめめる必要がある。同時に、この戦争の実相を正しく後世に伝える教育を行うべきである。

基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする我々も、その実現のため全力を尽くすことを誓うものである。

以上のとおり宣言する。

1993年（平成5年）10月29日

日本弁護士連合会

提 案 理 由

1. 日本の中国侵略が本格化した1931年9月の柳条湖（溝）事件から60年余、真珠湾攻撃から50年余を経た今日、いわゆる15年戦争によって、日本がアジア・太平洋地域において様々な人権侵害をひきおこしたことは、歴史的事実となっている。

一般住民など非戦闘員に対する虐殺・虐待、捕虜虐殺・虐待、強制連行、強制労働、従軍慰安婦等々、その人権侵害の実例は数多く存在する。

2. これらは、国際条約や国際慣習法に違反する重大な人権侵害行為である。

国際的に19世紀後半頃から、戦争による一般国民への無益な被害をおさえ、できるだけ人道に近づけるために戦争の手段や方法を規制しようとする機運がおこり、戦傷病者の保護や捕虜の処遇についての条約等になり、1907年、交戦方法についての包括的規制として、「陸戦の法規慣例に関する条約」（ハーグ条約）が制定された。日本も1911年批准したこの条約には、軍及び軍人の違法行為についての国の賠償責任が明記されている。

さらに、科学兵器の発達などに伴い、都市や村落が戦争にまきこまれ、大規模・悲惨な破壊をもたらした第1次世界大戦の結果、文民（一般住民）、非軍事目標を敵対行為の直接の影響から保護する法規がますます強化され、侵略目的の戦争は違法であるとする国際的な法的評価がなされるに至った。

そして、第2次世界大戦後もうけられた国際軍事裁判所条例は、戦争法規または戦争慣例違反の「通例の戦争犯罪」のほか、ナチスのユダヤ人に対する迫害などを契機に、「戦前又は戦時中一切の一般人民に対してなされる殺戮、せん滅、奴隷的虐待、追放、その他の非人道的行為、若しくは政治的又は人種的理由に基づく迫害行為」を「人道に対する罪」として処罰の対象とした。そして国際連合は、この条例及び裁判の合法性・有効性を、総会決議により繰り返し確認した。

及び裁判の合法性・有効性を、総会決議により繰り返し確認した。

先にあげた日本の行った住民虐殺や性的虐待など様々な行為は、当時の国際人道法等に違反する違法な行為である。

3. 日本は、関係諸国に対する賠償については、朝鮮民主主義人民共和国を除いて、政府間の条約等で一定の解決をはかってきた。

しかし、被害を受けた一般住民に対する補償は、ほとんどなされていない。政府は、これらの条約に「請求権放棄条項」があることをもって、個人の補償については「解決済」であるとしてきた。しかし、その一方で、政府は国会において、この請求権放棄条項について、例えば、「日韓両国は、国家として持っている外交保護権を放棄した」ということで、いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたものではない」と答弁し（1991年8月27日、参議院予算委員会での外務省条約局長答弁）、個人の請求権が残っていることを認めている。日本政府のこれらの言明にも明らかなとおり、国家が個人の自由や権利主張を制約することなどは本来できないのである。

日本は、憲法において、再びこのような戦争の惨禍がおこることのないように決意し、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認した。

世界人権宣言は、すべての人が人権と基本的自由を享有することを宣言したが、国際人権規約をはじめとする国際人権法においては、人権を侵害された者は、効果的な救済を受ける権利を有するとされている。

日本と枢軸を形成したドイツでは、1956年、「連邦補償法」を制定し、国家間賠償とは別に、国の内外を問わず、ナチスドイツによる被害者に対して補償を行っている。その額はすでに7兆円を超え、今後も3兆円近い支払いが予定されている。

また、1988年に至り、アメリカやカナダにおいて、戦時中強制収容された日系人へ謝罪と補償が行われた。

このような他国の事例に照らしても、日本による戦争被害を受けた人々に対し、被害の回復を行うことは、人間の尊厳の確保と国際的正義の要請するところである。

4. さらに本宣言には触れていないが、残された課題として、日本における戦争被害の問題がある。

地上戦が展開された沖縄では、「軍官民共生共死」を強いられ、住民の戦死者は、当時の住民の4分の1にあたる10余万人にのぼる。これは軍人の戦死者の数を上回っており、沖縄戦のために移住を強制され、土地を強制接収されるなど、住民の受けた被害は甚大である。これに加えて、戦後アメリカの軍事占領下におかれたため、戦後の未処理課題が山積している。

広島・長崎では、原爆により一瞬にしてすべてが灰塵に帰し、30万余の生命が奪われ、多くの被害者が今なお苦しんでいる。

肉親と離ればなれになったまま海外に遺棄された人達、シベリアに長期に抑留された人達、戦争に反対し政治的弾圧を受けた人達等、戦争は、日本国民に回復し難い被害を与えた。

この戦争被害について、1952年に戦傷病者遺族援護法を制定し、1953年には軍人恩給を復活させ、これが給付の中心的なものとなった。しかし、これらは、軍人・軍属等にのみ限定された戦災者援護の法制であり、一般住民の被害については、いわゆる原爆二法を制定し、医療等について一定の援護措置を講じたが、きわめて不十分であり、救済のための援護立法の制定が求められて久しい。

当連合会は、被爆者援護法の制定を求める決議（第22回人権擁護大会）や民間戦災死傷者に対する援護法の制定を求める決議（第18回人権擁護大会）をしてきたが、今後もその実現のため力を尽くすものである。

5. 以上のとおり、戦争被害についての調査すら十分に行わず、多くの被害者を精神的、肉体的、経済的被害による苦渋の中に放置してきたことは、日本の戦後処理が不十分であったことを示している。

国は、早急に以下のことを行わねばならない。

第一に、被害の実態の把握と責任の所在を明確化するため、真相究明を急ぐこと。

被害が判明しないとして厳然たる人権侵害の事実を目をつむることは許されるべきでない。政府は、従軍慰安婦についての調査を開始し、ようやく軍の関与と強制連行の事実を認めた。戦争被害について、徹底した調査を行い、その全容を明らかにするべきである。

第二に、戦争により一方的に被害を受けた人達に対し、謝罪と名誉回復の措置をとり、日本が国際社会の一員としてふさわしい被害回復措置をとるべきであり、そのために必要な検討が開始されねばならない。すでに戦後50年を経過し、被害者が高齢化していることから、猶予することなく早急に行う必要がある。

第三に、戦争の実相を正しく後世に伝える教育を行うべきである。政府は、教科書において、「侵略」を「進出」に改めさせ、1985年には、中曽根首相（当時）が靖国神社に公式参拝するなど、アジア諸国から戦争責任を曖昧にするものだと指摘されてきた。

当連合会は、「平和は、人間の生存とすべての人権の前提であるとともに、人権の尊重なくして真の平和はありえない」（第26回人権擁護大会）と宣言した。

日本がもたらした戦争による人権侵害の回復をはかり、併せて国際人権保障の確立に努めることは、この宣言の趣旨にそうものであり、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする我々も、これらの実現のため全力を尽くすものである。

以上の理由により、宣言の採択を求める。

まちづくりの改革を求める決議（案）

近年、規制緩和・民間活力の導入政策のもと、各地で著しい地価高騰や乱開発が起こり、居住環境の悪化、自然や景観の破壊など様々なひずみが生じ、住民の生活環境がおびやかされるにいたっている。世界的価値を有する文化遺産である歴史都市京都の変容もその一例である。

これは、従来のまちづくりが、土地の高度利用など経済的合理性や効率を求めるあまり、地域の特性や町並みへの配慮を欠き、住民の生活環境を重視したまちづくりを実現するために必要な土地利用への規制、誘導等の公共的コントロールを怠ってきた結果である。

もともと、まちはそこに人々が住み、多様な活動と生活を共同して行う場であり、まちづくりは、その主人公である住民の参加のもとに地域の特性を生かしながら、安全、快適で誰もが安心して生活できる環境を創造していくべきものである。このような観点からまちづくりのあり方を根本的に問いなおすべきである。

すでに、地域の特性を生かしたまちづくりをめざして独自の取り組みをすすめている地方自治体も少なくない。また、諸外国では、都市空間はそこに居住する人々の共有財産であるとして、厳しい公共的コントロールのもとでまちづくりを行っている例もある。

ここに、私たちは、住民こそがまちづくりの主体であり、豊かな生活環境を享受することは、まちに居住する人々の基本的な権利であることを確認したうえ、国および地方自治体に対し、以下のとおり提言する。

1. まちづくりの理念を、土地の高度利用を重視し経済効率を優先した考え方から、豊かな生活環境の保全と創造を基本とした考え方に転換し、容積率や建物の高さ等、町並みに配慮した建築規制など、土地利用に対する公共的コントロールを強化すること。
2. 地域の特性を生かしたまちづくりを行うために必要な権限と財源を地方自治体に保障すること。
3. 広く住民に対し、まちづくりの計画や開発に関する十分な情報を公開し、アセスメント手続や決定手続への参加および争訟の権利を保障

すること。

4. 京都、奈良などに残されている歴史的景観の保全と修復を図るために必要な規制と財政措置等をとること。

以上のとおり決議する。

1993年（平成5年）10月29日

日本弁護士連合会

提 案 理 由

1. まちづくりをめぐる混乱とひずみ

わが国では、戦後の急激な都市化と工業化の過程において、各地でまちづくりをめぐる様々の混乱やひずみが生じた。その後、適切な対策が講じられないまま、1980年代後半になって規制緩和と金融緩和を背景に、東京都心部の業務・商業用地に端を発して、周辺住宅地から近郊都市へ、さらに地方都市へ、著しい地価高騰とこれに伴う土地投機が発生した。

この結果、住宅の取得は著しく困難となり、たとえ住宅を購入できたとしても、長距離・長時間通勤を覚悟しなければならない。公共事業における用地取得費が高騰し、社会資本整備も遅れている。

都市部では、木造低層住宅が地上げにあい、業務・商業ビルや高層マンションが建築されて居住環境が悪化し、住民は転出を余儀なくされている。都市周辺部では、社会資本整備が不十分なまま小規模な宅地開発がくりかえされ、スプロール化がすすみ、無秩序な開発による農地や里山の破壊がいたるところで生じている。良好な自然を残していた地域でも、リゾート開発がすすめられ、貴重な自然生態系が破壊されている。

ここ京都でも、市内中心部に残っていた京町家が取り壊され、マンション、業務・商業ビルなどの高層建物に建て替えられ、その結果、居住環境の悪化にとどまらず、高層建物の林立により、京都三山のスカイラインに囲まれた京都の歴史的景観が破壊されてきた。

2. まちづくりに関する法制の不備

このような、今日のまちづくりをめぐる混乱やひずみの原因は、わが国における都市計画法制とこれに基づく土地利用規制のあり方自体に内在している。

(1) 都市計画法は、都市計画区域の指定、市街化区域と市街化調整区

域の線引き、用途地域の指定などを行うことにより、指定区域に応じた土地の開発・利用・保全規制が行われている。しかしながら、わが国の用途地域制は、昨年（１９９２年）の法改正により若干の詳細化が図られたものの、用途地域の指定範囲が広すぎ、個々の用途地域が目指そうとしている都市像が明確でないうえ、規制内容も極めて緩やかである。

また、用途地域に対応して定められる建ぺい率、容積率、高さ制限などの建築規制は、道路、公園、緑地、下水道などの社会資本整備の充足状況や町並み・生活環境の保全に十分な配慮を欠き、経済活動の活性化と効率化を優先した定めがなされてきた。

- (2) 都市計画の種類や内容もしくは建築行為の可否については、都市計画法や建築基準法で基本的枠組が決められており、地方自治体が地域の特性に応じて独自の用途地域を創設したり、規制の内容を自由に設定したりすることは許されないと解される傾向にある。しかも、市町村の有するまちづくりに関する権限についても、知事もしくは建設大臣等による画一的監督がおよんでいる。

このような、都市計画や建築行為に対する全国一律の規制は、地方自治体による地域の特性を生かしたまちづくりを困難にしている。

- (3) さらに、都市計画決定に際して、住民に対し計画案が縦覧され、意見をのべる機会が部分的に与えられているが、住民にはそれ以上の参加の機会はないし、開発許可や建築確認に対しても、住民の意見が反映される制度的な保障はない。しかも用途地域等の都市計画決定や開発許可に対し、住民が不服申し立てや抗告訴訟を提起しても、処分性もしくは原告適格が否定される傾向が強く、これを争うことは困難である。

このように、都市計画や開発許可、建築確認等のまちづくりに関する行政手続は、住民の生活環境に著しい影響を与える可能性を有する重要な手続であるにもかかわらず、現行法下では、住民がこれに参加する機会が制限されており、争訟の可能性にいたっては極めて困難な状況にある。

3. 新しいまちづくりの動き

- (1) これに対し、全国各地で、住民もしくは地方自治体がまちづくりの改革を求めて様々な試みが実践されつつある。

たとえば、マンション建設反対の運動から、その地域の生活環境を保全するためのまちづくり運動に発展して、住民自らがまちづくりの基本原則を示すまちづくり憲章を制定し、その実効性を高めるために建築協定の締結にすすみ、さらに、地区計画へと条例化を求める一連の流れがある。

地方都市においても画一化がすすみ、地域の特性や独自性が失なわれつつあるなかで、その地域の歴史や風土を残すことが地域の良好な生活環境を保全し、地域の活性化に役立つと考えた住民が、これを破壊する開発行為を阻止し、地方自治体と一体となって、その地域の歴史や風土を尊重したまちづくりをすすめ、生活環境の保全と地域の振興の両立に成功している例がある。

また、まちづくり協議会を設立するなどして積極的な住民参加を前提に、行政と住民が一体となって着実なまちづくりを推進しようとする動きがある。さらにすすんで、掛川市や真鶴町のように、独自の条例を制定して、土地利用のあり方に対する市民意識を高めながら、住民に対し、土地利用に対する計画・規制からその実現にいたるまでまちづくりに参加する権限と責務を与え、地域の特性に応じた住民主体のまちづくりを積極的に行おうとする地方自治体も出現するにいたっている。

さらに、現行の法制では十分に規制できない景観保全についても、多くの地方自治体では景観条例を制定して、豊かな生活環境を保全し創生するために、景観を保全し修景していこうとする施策を展開している。

このような地方自治体の動きは、いずれも、そこに居住する人々による、より豊かな生活環境を求める主体的な運動の反映であり、成果である。

- (2) 他方、海外におけるまちづくりのあり方をみると、たとえば、ドイツでは地方自治体がまちづくりの計画策定の権限と責任を有し、その策定過程に住民参加を保障したうえ、「計画なければ開発なし」の原則を徹底している。

北部イタリアでは、まちづくりは、地方自治体の定める詳細で拘束力のある都市基本計画に従って行われている。この都市基本計画は、計画策定段階で地区住民評議会や住民の意見を聞いたうえ議会の議決を経て策定され、しかも、住民はいつでも計画に対して訴えを提起できる。

このようなドイツ、イタリアのまちづくりは、都市空間は住民の共有財産であり、土地の開発・利用はもとよりそこでの建築行為は、詳細で厳格な公共的コントロールに服すべきであるとの国民的コンセンサスを背景としている。

また、アメリカでは、日本と同様の用途地域制（ゾーニング制）を土地利用規制の柱としながらも、たとえば、ボストンでは、都市の成長が市民の幸福につながらなかったとの反省にたって、高さ規制を内容とするダウンゾーニングを実施したうえ、住民参加のもとにコミュニティに根ざした地域ごとの都市づくりを進めている。サンフランシスコやシアトルでは、住民投票によって高さ規制とともに年間のオフィス面積の開発規模を制限する都市の成長管理政策を採用している。

4. 提言

- (1) もともと、まちとは、そこに居住する人々が経済活動はもとより多様な活動をしながら生活する場である。従って、まちづくりは住民が安全、快適で誰もが安心して生活できる場を保障し、より豊かな生活環境を創造するものでなければならない。

わが国では、これまで、経済活動の活性化と効率化を優先したまちづくりを行うあまり、土地の高度、有効利用に傾斜して都市集中を促進させ、その反面、まちに居住し生活する人々の豊かな生活環境の保障を後回しにしてきた。

そこで、私たちは、現在のまちづくりの混乱やひずみを是正し改革していくためには、まず、まちづくりの主体はそこに居住し生活する住民自身であること、そして、豊かな生活環境を享受することは憲法13条、25条に由来する国民の基本的な権利であることを確認する必要があると考える。

そのうえで、まちに居住し生活する住民の視点に基づいて、まちづくりのあり方を、従来の経済効率を優先した考え方から、豊かな生活環境を保全し創造することを基本とする考え方に転換し、その実現のために、地域の特性を生かした目標を具体的に定めたうえ、詳細で具体的な規制・誘導をするなど、限られた土地に対する公共的コントロールを強化する必要があると考える。具体的には、現行の用途地域の詳細化、容積率や建物の高さ等、町並みに配慮した建築規制などが望まれる。

- (2) このような公共的コントロールは、住民の意見を聞いたうえ、地域の歴史や風土を生かしながらなされるべきであるから、まちづくりは地域と住民に最も密着した地方自治体である市町村が、住民の負託に基づいて責任をもって行うべきである。本来、まちづくりに関する権限は第一次的に地方自治体が有すべきものであり、地方自治体が前述した用途地域の詳細化や規制の強化など、土地利用に対する規制を独自になしうることを明確にすべきである。これと同時に、まちづくりを行うために必要な財源を地方自治体に保障することが不可欠である。
- (3) まちづくりの主体は住民であるから、地方自治体による土地利用に関するコントロールはもとより、生活環境に影響を及ぼす土地の開発・利用に対して、住民が事前に十分な情報を得て、意見をのべ、またこれを争うことができるような法制度を整備すべきである。

とくに、計画段階におけるアセスメント制度を確立するとともに、事業段階でのアセスメントの対象を拡充することが必要である。

- (4) 歴史的景観は、まちが育んできた固有の文化を反映しながら、まちの個性を創りあげ、そこに住む者にとって生活環境の重要な要素となっている。しかし、いま全国各地で都市の画一化がすすみ、地域独自の歴史的景観が破壊されつつあり、その保全が問題となっている。とりわけ、世界的価値を有する文化遺産である京都、奈良などの歴史的景観の保全は急務である。

そこで、美観地区、伝統的建造物群保存地区などの現行制度を積極的に活用するとともに、既にいくつかの地方自治体で採用されている景観形成計画の策定による保全など新しい景観保全制度を導入

して、歴史的市街地を含む都市全体を歴史都市として保全し、修復していくべきである。そのためには、援助助成措置の充実とともに、相続税あるいは固定資産税を軽減するなどの税制上の措置が必要である。

以上の理由により、本決議を提案する。

選択的夫婦別氏制導入及び

離婚給付制度見直しに関する決議（案）

日本国憲法は、性による差別を禁止し、家族法を個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定すべきことを規定した。この憲法により、戦前の民法婚姻規定は大改正され、女性の法的地位は飛躍的に向上した。

しかし、近年まで、「男は仕事、女は家庭」の性別役割分担が一般家庭のあり方とされてきており、婚姻後職業を持たない女性も多く、職業があっても平均賃金が男性の約5割にすぎないなど、女性の経済的地位は低い。また婚姻にあたって、夫の氏を称する夫婦が圧倒的に多いことに象徴されるとおり、婚姻においても、男女の実質的平等が達成されているとはいえない。

離婚にあたっては、わが国の離婚給付の水準は低く、子どもの養育費の履行状況も芳しくない。このため、離婚後の女性の経済的自立は困難であり、母子家庭の生活水準は低い。

1985年にわが国も批准した女子差別撤廃条約は、性別役割分担を解消しなければ、完全な男女平等は達成できないと明言し、婚姻及び家族関係における差別撤廃のため、婚姻及び婚姻の解消の際の男女の同一の権利と責任、子に関する事項についての親としての同一の権利と責任、さらに姓（氏）及び職業選択を含めて、夫及び妻に同一の個人的権利を保障することを締約国に求めている。

諸外国をみても、先進国で夫婦同氏を強制している国はなく、離婚給付、養育費もさまざまな履行確保の手段が講じられている。

わが国でも、女性の社会進出が進むにつれ、夫婦別氏を望む声が高まっている。また、未成熟な子どもをかかえての離婚が増加している今日、子どもの権利を保障する観点からも離婚給付、養育費の充実・確保を図ることが急務である。

よって、民法婚姻規定は、以下のとおり改正されるべきである。

1. 選択的夫婦別氏制を導入すること。

2. 離婚給付制度について、財産分与の基準として原則2分の1の割合を明記し、財産分与の基礎となる財産の範囲を拡大し、離婚後補償などの規定を新設するとともに、養育費について、給与天引制度などの履行確保の手段を講じること。

以上のとおり決議する。

1993年（平成5年）10月29日

日 本 弁 護 士 連 合 会

提 案 理 由

1. はじめに

日本国憲法は、性による差別を禁止（14条）し、個人の尊厳（13条）と両性の本質的平等（24条）をうたい、これに伴って、わが民法の婚姻及び離婚規定、その他家族に関する法律は、戦後大改正をされた。

しかし、近年まで、「男は仕事、女は家庭」の固定的な性別役割分担が一般の家庭のあり方とされてきており、婚姻、離婚及び家族関係でも、男女の不平等は根強く存在している。性別役割分担のもとで、たとえば1日の家事関連労働時間は、男性が24分に対し女性は3時間52分というように、妻の家事・育児・老人介護等の負担は大きい。

女性の職場進出はめざましいが、その賃金は、男性に比較して依然として低く、約5割にすぎない（「毎月勤労統計調査」によると、1991年の女子常用労働者の一人平均月間給与総額は、男子の50.7%である。）。さらに、女性雇用者全体の29.3%を占めるパートタイム労働者の賃金水準は、平均賃金水準の38.0%と極めて低い。

女性の賃金が低い背景には、固定的な性別役割分担により、女性は、結婚、出産、育児により雇用を一旦中断し、子育てが一段落した時期に再就職するという就労形態があることが指摘できる。

このような女性の一般的な経済的地位の低さが、家庭内にも反映し、婚姻中の家庭生活においても実質的平等が達成されているとは言い難い現状がある。

また、離婚にあたっては、わが国の離婚給付の水準は低い。さらに、離婚した夫婦の6割強には、未成年の子どもがおり、その子どもの約8割は母が親権者となっているが、父からの養育費の支払いは8割方あてにならないという実態である。子どもを持った女性の就職の門は狭いうえに、前述のように低賃金のため、母子世帯の年間収入は、約200万円と極めて低い。婚姻の解消に際して、男女はいまだ平等とは言えない状況である。

2. 国際的な流れと民法の見直し

ところで、1979年に国連で採択され、1985年に日本政府も批准した「女子差別撤廃条約」では、固定的な性別役割分担を変えることが、男女の完全な平等の達成に必要であり、子どもの養育は男女共同の責任であるとともに、社会の責任であることなどがうたわれている。そして、婚姻及び家族関係における差別撤廃のために、婚姻中及び婚姻の解消の際の男女の同一の権利と責任、子に関する事項についての親としての同一の権利と責任、さらに姓（氏）及び職業選択を含めて、夫及び妻に同一の個人的権利を保障することが締約国に求められている。

わが国でも、男女差別をなくすため、女性たちの運動も大きく広がってきており、固定的な性別役割分担も変わりつつある。そして、婚姻、離婚及び家族生活においても、実質的平等を求める声が強くなってきている。夫婦別氏を可能とする制度を求める声もその一つである。

憲法の男女平等の規定や上記条約の規定を踏まえ、実質的な男女平等を実現するために、改めて民法の規定は見直されなければならない時期にきていると言える。

1991年5月、婦人問題企画推進本部は、「西暦2000年に向けての新国内行動計画（一次改定）」を発表し、男女平等の見地からの婚姻及び離婚に関する法制の見直しを課題として提起している。

また、現在法務大臣の諮問機関である法制審議会民法部会身分法小委員会は、「婚姻及び離婚制度の見直し」を審議している。

当連合会は、昨年12月に、前記小委員会の中間報告書の発表に伴い法務省から意見照会を受けたのに対し、本年6月25日、理事会の承認を得て意見回答をなしているが、とりわけ夫婦別氏制導入と離婚給付の見直しのための民法の改正は、早期に実現されなければならない。

3. 選択的夫婦別氏制の導入について

- (1) 民法750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と規定しているが、1991年の調査では、改氏をしたのは97.7%が妻即ち女性である。このため同氏強制

による不利益は、ほとんどの場合女性が受けることとなる。そのため女性の権利意識の高まりと女性の社会進出が相まって、近年夫婦別氏を可能とする制度を求める声が、年々高まってきている。

1990年9月に実施された総理府の世論調査によれば、選択的夫婦別氏に賛成する者の割合は全体で29.8%であるが、東京都の女性では49.6%に達している。また、毎日新聞の報道(1992年4月5日付)によれば、結婚情報サービスのアルトマンの調査では、賛成が58.1%に及んでいる。さらに、法務省の中間報告に対する33単位弁護士会の意見書のうち、圧倒的多数はこれに賛成の立場である。

- (2) 同氏強制は、憲法13条、14条、24条、女子差別撤廃条約16条1項(g)の規定、国際人権(自由権)規約23条4項の各規定に抵触する疑いがあり、その他社会生活上の問題点をも生じさせている。
- ① 氏名は、個の表象であり、個人の人格の重要な一部であって、憲法13条で保障する人格権の一内容を構成する(最高裁判所1988年2月16日判決参照)。従って、「氏名をその意に反して奪われない権利」、「その意に反して氏名を変更することを強制されない権利」も人格権たる氏名権の内容として、憲法13条に保障された権利であると言える。よって、民法750条は、氏の変更を望まない夫婦に対し、いずれか一方の意に反して氏の変更を強制することになるので、氏名権を侵害するものである。
- ② 夫婦同氏強制制度は、形式的には両性平等であるが、改氏の実態よりみて、憲法14条、24条で保障する実質的両性の平等に反するものである。
- ③ 女子差別撤廃条約16条1項は、夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む)を保障している。また、国際人権(自由権)規約23条につき、1990年7月24日に採択された同委員会の一般意見では、「各々の配偶者が各自の原家族名(姓)を使用する権利(使用し続ける権利)を保留する権利、又は平等な立場で新しい家族名(姓)を両配偶者が共同で選択するという権利が各国政府により保障されるべきものである」と述

べられている。現行民法750条は、これらの条約に違反する。

- ④ その他の問題点として、改氏した者に自己喪失感、不平等感、屈辱感を与える場合がある。

また、夫の氏を称すると、「夫の家に入った」と観念されるのが一般的で、「家」意識の温存につながっていること、改氏を余儀なくされた者は個人としての信用、実績を断絶される支障が生じることなどが挙げられる。

- (3) 婚姻の成立要件として、夫婦の一方が氏を捨て去ることを強制するのは、世界的にみても稀な制度である。

イギリス、アメリカ、オーストラリアは、夫婦の氏について原則自由としている。スウェーデンは、別氏、同氏、結合氏のいずれも選択できる。ドイツでは、近頃、婚姻の際夫婦の氏を届けない夫婦は別氏を称することができるようになった。

- (4) 選択的夫婦別氏を認める法改正をした場合の子の氏、戸籍などをどのように解決すべきか議論の存するところであるが、当連合会の前記意見書は、子の氏はその出生の際、父母の協議により、父または母の氏を称することとし、その協議が整わないときは家庭裁判所の審判によることとした。また子相互（兄弟姉妹）間で氏が異なることは認めることとし、経過規定として、現在同氏の夫婦につき、一定の期間内に限り別氏への変更を認めることとした。

戸籍のあり方については、夫婦別氏制を導入する場合は、現行戸籍編製は変更せざるを得なくなるので、これを契機に戸籍制度をどのようにすべきか検討する必要がある。

「入籍する」、「戸籍が汚れる」などの言葉にみられるように、いまだに戸籍は廃止されたはずの家制度の残しとして、家意識の温床となっている。従って、戸籍制度の検討にあたっては、個人の尊厳と両性の平等の観点から検討すべきであり、個人籍を含めて充分検討されるべきである。

- (5) 以上の理由から、選択的夫婦別氏制を導入するための法改正がされるべきである。

4. 離婚給付制度等の見直しについて

前述したように、現在離婚給付や養育費の水準は低く、支払い状況も芳しくない。

(1) 従って、まず離婚給付・養育費の水準を引き上げ、履行を確実なものとする法改正が急務であると言える。

① 財産分与については、現在裁判所の裁量に委ねられているが、原則として2分の1という分与基準を明記すべきである。

夫婦が共同生活をしているときに蓄積された財産は、実質的には夫婦生活共同体の財産だとみることができ、夫婦はそれぞれこの財産に対して2分の1の持分を有すると推定されるので、これを2分の1ずつ分割することが公平であるからである。

また、寄与度の正確な認定のためには、婚姻生活の些事や秘事を探求しなければならないが、これを避けるためにも、一律割合での分割が妥当であろう。

ドイツにおいては、夫婦共同生活における貢献は同等であるとして2分の1が原則となっている。

その他の欧米諸国においても、2分の1の割合で分配する国が多い。

わが国の判例は、最近次第に寄与分2分の1の定着化傾向がみられ、特に共稼型・家事協力型については、原則2分の1とする例が多い。しかし、家事専業型においては、必ずしも2分の1の水準に達していないので、民法上基準を明記する意義がある。

よって、民法768条に、原則2分の1の割合を規定しつつ、各事件の個別的事情によっては、公平の見地から、異なる割合にすることもできるような規定にするのが妥当であろう。

② 財産分与の基礎となる財産の範囲として、年金、退職金のような離婚時に確実に予測できるような将来財産についても、婚姻期間に応じて割合的に評価できるよう含めるべきである。一方配偶者の特有財産の維持・増加につき、他方配偶者が貢献している場合には、この寄与分も含むよう明文の規定をおくべきである。

将来受給する退職金、年金等をどのように清算すべきかについて検討しなければならないが、民法だけで解決するのは困難なので、年金法等の改正が必要となろう。

ドイツでは、夫婦の剰余（婚姻中の純財産の増加分）の差の2分の1が、剰余の少ない配偶者に与えられるほか、婚姻中に取得された年金・恩給等の価値も平等に分配される。そのために年金権の調整制度が法制化されている。

③ 財産分与の履行確保のための措置も必要である。

アメリカでは、判決の言渡によって債務者である相手方の財産に先取特権を設定して、履行強制をはかることができる。さらに、裁判所は、離婚訴訟での被告の支払いを確保するために、裁量で、相当な担保や保証金をたてさせることもでき、その者が担保を提供せず、支払いもしないときは、その者の動産不動産の賃料、収益を仮差押し、強制管理に付すこともできる。また、裁判所が債務者の雇主に対して、扶養料等の金銭を賃金や所得から差し引いて渡すよう命じる、賃金もしくは所得の天引き命令の制度を置く州も多い。そして、それでも、支払い命令に従わない当事者には、裁判所侮辱により、罰金または拘留という厳しい制裁を加えることもできる。

イギリスでは、給与所得者に対し、給与から直接天引きして、雇主より裁判所に直接送金する手続や支払わない者に対し、裁判所侮辱罪で拘留するなどの手続が定められている。

フランスでは、定期金の不履行の場合、家族遺棄罪で刑事責任を問う手続、家族給付支払い機関による立替払と債務者への取立の制度が定められている。

このように各国とも財産分与の履行の確保を重視しており、わが国でも以上の制度を参考に履行確保の手続の新設が真剣に論議されるべきである。

④ 上記のような清算的財産分与によっても、離婚後一方配偶者が困窮するおそれがあるので、以下の理由により一定期間補充的に離婚後補償を認める規定を新設すべきである。

婚姻により職業を持たなくなった妻は、種々の職業上のハンディを負うことになる。たとえば、再就職することが困難であること、再就職できてもパートの仕事がほとんどであり、労働条件は劣悪であること、退職せず就業し続けていたら得られたであろう

収入やキャリアの逸失等の職業上ハンディである。これらのハンディは、夫が、夫婦の協力義務の分担として、妻に家政管理を任せただけによって生じたものであり、妻が家政管理を担当したからこそ、夫は職業生活に専念することができたのであるから、妻にこれらの職業上ハンディが生じることは、夫の側にもその責任があるといえる。

したがって、離婚に際して、妻が離婚後、職業上のハンディを回復し、自活する能力が獲得できるまで、夫がその生活を補償することが夫婦間の経済的不公平の是正につながり、衡平の見地からいって妥当といえる。

西欧諸国においても離婚後の扶養ないしは補償制度が確立している。

フランスでは同意離婚、有責離婚の場合に離婚後の補償給付が認められ、共同生活破綻離婚の場合には、婚姻中の扶助義務は離婚によっても消滅しないとされている。

ドイツでも、共通子の監護・教育、老齢、疾病等のために、あるいは適切な所得活動を得ることができないとか、適切な所得活動からの収入が十分でない場合など、離婚した夫婦の一方が扶養を必要としている場合には離婚後扶養が認められている。

- ⑤ 離婚の際の財産の清算が公正に行われるために、財産、経済状態の情報開示制度を確立し、開示義務に従わない相手方には、民事上の制裁（不利益）が課される制度等も検討すべきである。
- ⑥ 子どもの養育費の支払いにつき、前述したとおり、現行履行状況がかんばしくないので、履行を確保する制度をもうけることも離婚給付の改善に劣らず重要である。

当連合会は、1992年2月に、「離婚後の養育費支払い確保に関する意見書」を公表しているが、そこで提案した「養育費支払命令制度」「給与天引制度」「養育費立替払制度」などの諸制度を新設し、養育費の支払いを確保する必要がある。

- (3) 以上のとおり、離婚給付の充実、履行の確保及び養育費の支払い確保が、離婚における実質的な男女平等の実現にとって重要であることから、そのための法改正がなされるべきである。

以上の理由により、本決議を提案するものである。